



山形県公報

令和7年12月9日(火)
第663号
毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定 (置賜総合支庁地域保健福祉課) 1175
○同 (庄内総合支庁地域保健福祉課) 同
○山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用時間 (障がい福祉課) 1176
○山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用料金 (同) 同
○山形県立ふれあいの家の利用料金 (同) 同
○土地改良区の定款変更の認可 (庄内総合支庁農村計画課) 1177
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定 (最上総合支庁農村整備課) 同
○公共測量の実施の通知 (県土利用政策課) 1178
○公共測量の終了の通知 (同) 同
○河川区域の変更による廃川敷地等 (河川課) 同

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請 (農業経営・所得向上推進課) 同

告 示

山形県告示第842号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ぬくもり 米沢市松が岬二丁目6番16号	レディアントケア 米沢市松が岬二丁目6番16号	居宅介護	令和7.12.1
山形県高齢者福祉生活協同組合 鶴岡市長者町17番18号	山形県高齢者福祉生活協同組合 米沢地域福祉事業所「まごころ」 米沢市館山一丁目1番19号	居宅介護	同

山形県告示第843号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人 P a s i o 鶴岡市宝田三丁目19番20号	サポジョブ鶴岡 鶴岡市宝田三丁目19番20号	就労選択支援	令和7.12.1

山形県告示第844号

山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第4条第2項の規定により、山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用時間を次のとおり承認した。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用時間

宿泊のための利用にあっては午後2時から翌日の午前10時まで、休憩のための利用及び会議のための利用にあっては午前10時から午後4時までとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第845号

山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第6条第2項の規定により、山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区分	身体障がい者	社会福祉関係者	利用料金	
			身体障がい者の介添者	
			大人	小学生及び中学生
宿泊（素泊り1人1泊）	2,930円	3,720円	3,720円	3,030円
休憩 (1人)	入浴のみ	150円	150円	150円
	上記以外の場合	910円	1,040円	640円
会議	30畳以上の室		4,840円	
	30畳未満の室		3,210円	

備考 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障がいのある者の介添者（1人に限る。）に係る利用料金の額は、「身体障がい者」の欄に掲げる額とする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第846号

山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）第14条第2項の規定により、山形県立ふれあいの家（以下「ふれあいの家」という。）の利用に係る料金を次のとおり承認した。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 料金

料金の額は、ふれあいの家を利用する者の1月当たりの収入額に応じ次表に定める額とする。

収入額	料金
160,000円以上	1室1月につき20,900円
130,000円以上160,000円未満	1室1月につき16,500円
100,000円以上130,000円未満	1室1月につき13,500円
70,000円以上100,000円未満	1室1月につき10,500円
70,000円未満	1室1月につき7,500円

(注) ふれあいの家の利用を開始することができる日が月の中途にある場合又はふれあいの家の利用を月の中途中で終了する場合の当該月に係る料金の額は日割計算によるものとし、その額は1月当たりの料金に12を乗じて得た額に、当該月におけるふれあいの家の利用に係る日数を365で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第847号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

西郷土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市下川字籠花5番地の2

3 認可年月日

令和7年12月1日

山形県告示第848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営高壇地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧に供する場所

新庄市役所

3 縦覧に供する期間

令和7年12月10日から令和8年1月14日まで

4 その他

(1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

(2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴え提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、飯豊町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡飯豊町手ノ子地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年10月16日から令和8年3月10日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第850号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市文下地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年5月30日から同年9月26日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第851号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系堀立川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年12月1日
- 3 廃川敷地等の位置
上流 米沢市城南三丁目162番1地先から
下流 米沢市林泉寺二丁目214番6地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 31.29m²

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁判の申請があった。

令和7年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4190番1	田	424
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4190番9	田	288
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4190番13	田	426
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4191番1	田	345
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4191番2	田	865
西置賜郡白鷹町大字山口字佐野北5431番	田	2,691

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年3月	5年	110,850円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年12月23日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

令和7年12月9日印刷
令和7年12月9日発行

発行所 山形県
発行人 山形県